

## こ～ぷなごみの杜桜ヶ丘サービス付き高齢者向け住宅運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人こ～ぷ福祉会が開設するサービス付き高齢者向け住宅なごみの杜(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)になった高齢者、60歳以上の高齢者に対し適正なサービスの提供をすることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、入居者1人1人の意志及び人格を尊重し、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、生活相談、安否確認、食事の提供等認により入居者の安心した生活を支援するものとする。

- 2 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

### (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 こ～ぷなごみの杜桜ヶ丘サービス付き高齢者向け住宅
- 二 所在地 仙台市青葉区水の森3丁目40番20号

### (入居定員)

第4条 施設の入居定員は次のとおりとする。

- (1) 2人部屋4室(8名)
- (2) 1人部屋28室
- (3) 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び、居室の定員を超えて入居させないものとする。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者  
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護職員  
介護職員は入居者の日常生活の相談・援助、安否確認を担う。

### (入居者に対するサービス内容)

第6条 入居者に対するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 必要な居室の提供を行う。
- (2) 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間に行う。
- (3) 1日1回の安否確認を行うとともに、常に入居者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入居者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。
- (5) 職員は、入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

### (サービス付き高齢者向け住宅の費用等)

第7条 入居者に対する費用は次のとおりとする。

- (1) 敷金については入居時までには支払いをすること。返還に関しては、退去時精算がある場合を除き、全額返還する。

- (2) 月払いの家賃、管理費、共益費、個人の選択によるサービス費にかかる費用等については添付1「基本料金およびサービス一覧表」を参照。
- (3) 月額利用料は入居月に関しては1ヶ月を30日とした日割り計算で算出した額に利用日数を乗算した額を負担する。入院等により不在になる場合でも全額負担となる。
- (4) サービス付き高齢者向け住宅入居中に併設のこ～ぶなごみの杜桜ヶ丘ショートステイを利用した場合、家賃の他に、共益費+管理費1ヵ月分を30日とした日割り計算で算出した額に利用日数を乗算した額を負担するものとします。

○食費についての取り扱い

- (1) 食費は次のものに充当する。
  - ・食材料費及び厨房運営費・設備、及び備品代（調理具、共用食器代）
- (2) 食費

	朝食	昼食	夕食
税抜価格	482円	667円	728円
消費税（8%）	38円	53円	
消費税（10%）			72円
税込価格	520円	720円	800円

キャンセルの場合は3日前までに職員に知らせること。

○個人の選択により提供するサービス等（オプション）についての取り扱い

- ・利用者及び家族などの希望により提供する個人的なサービス等の費用は実費費用とする。
- ・利用者が居室等で使用する、個人的な備品及びこれに係る公共料金など（NHK受信料、携帯電話、インターネット接続料金等について）は自己負担とする。
- ・その他選択サービスは添付1「基本料金およびサービス一覧表」を参照。

**(秘密保持等)**

第8条 施設の職員は正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であったものが正当な理由なくその業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

**(施設利用にあたっての留意事項)**

第9条 入居者が施設を利用するにあたって次の事項を守らなければならない。

- 1 入居者は、施設職員や他の入居者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。
- 2 入居者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。また、火災予防に努める。
- 3 施設は、入居者が医師から入院治療が必要だと判断された場合、又は常時医療を必要とする身体状況になった場合は家族などと協力し適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 入居者は施設の設備、敷地を本来の用途にしたがって利用し、故意、または重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には自己の費用により現状に復するか相当の代価を支払うものとする。

**(非常災害)**

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に年2回避難、救出その他必要な訓練を行う。

**(緊急時における対応)**

第11条 施設職員は、入居者の急変、その他の緊急事態が生じた場合は速やかに主治医家族に連絡をし、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合や緊急性が高い場合は救急搬送等の処置を講ずるものとする。

### (苦情処理)

- 第12条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護事業サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口（第三者委員）を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
  - 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護事業サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
  - 5 事業所は、指定短期入所生活介護事業サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

### (虐待の防止に関する事項)

- 第13条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

### 附則

- 本規程は理事会で改廃する。
- この規程は、2016年11月15日から施行する。
- この規程は、2018年1月4日から施行する。
- この規程は、2018年5月1日から施行する（職員体制、利用料金の変更）。
- この規程は、2019年5月16日から施行する（職員体制、第三者委員の変更）。
- この規程は、2019年10月1日から施行する（食事料金、利用料金サービス一覧表の変更）。
- この規程は、2021年7月21日から施行する（利用料金サービス一覧表、二人部屋の家賃変更）。
- この規程は、2023年7月1日から施行する（食事代の変更、苦情処理の内容の変更、虐待防止に関する事項、記録の整備の項目の追加）。
- この規程は、2024年8月24日から施行する（虐待防止に関する事項の内容の変更と追加）。
- この規程は、2025年4月1日から施行する（食費の変更）。

【利用料金及びサービス一覧表（添付1）】

項目	1人部屋	バルコニー付き	2人部屋	備考
敷金 （入居時） 家賃相当額 2か月分	118,000円	128,000円	210,000円	退去時精算がある場合を除き全額返金します。
家賃	59,000円	64,000円	105,000円	入院や外泊等の不在の場合も全額負担いただきます。
共益費・ 管理費	55,000円 共益費22,000円 管理費33,000円（税抜） 同 33,000円（税込）		104,500円 共益費44,000円 管理費55,000円（税抜） 同 60,500円（税込）	入院や外泊等の不在の場合も全額負担いただきます。

【自己選択による利用（オプション）】

食費	朝食	428円（税抜）/462円（税込） 1食	キャンセルの場合は3日前までに職員にお伝えください。
	昼食	648円（税抜）/713円（税込） 1食	
	夕食	688円（税抜）/757円（税込） 1食	
居室掃除	1,000円/回（税抜） 1,100円/回（税込）	月の料金と一緒に請求となります。 職員の体制上、希望の日時に行えない場合があるため要相談。	
居室内浴室掃除	1,000円/回（税抜） 1,100円/回（税込）	月の料金と一緒に請求となります。 職員の体制上、希望の日時に行えない場合があるため要相談。	
洗濯・乾燥	800円/回（税抜） 880円/回（税込）	月の料金と一緒に請求となります。 職員の体制上、希望の日時に行えない場合があるため要相談。	
居室までの配膳・下膳	配膳・下膳300円（税抜） 配膳・下膳330円（税込）	月の料金と一緒に請求となります。 職員の体制上、希望の日時に行えない場合があるため要相談。	
買い物代行	1,000円/回（税抜） 1,100円/回（税込） （みやぎ生協桜ヶ丘店まで）	月の料金と一緒に請求となります。 職員の体制上、希望の日時に行えない場合があるため要相談。	
シーツ交換	2,000円/月（税抜） 2,200円/月（税込） （週1回程度）	月の料金と一緒に請求となります。 職員の体制上、希望の日時に行えない場合があるため要相談。	
郵便・新聞を居室までお届け	9,000円/月（税抜） 9,900円/月（税込）	月の料金と一緒に請求になります。 職員の体制上、郵便物や新聞が届いてすぐのお届けでない場合がございます。	
居室内環境整備 [1日2回訪問]	6,000円/月（税抜） 6,600円/月（税込）	月の料金と一緒に請求になります。 居室内の温度・湿度確認、換気、加湿器の水補充を行います ※加湿器は個人で準備	

<p>食事介助 入浴介助 排泄介助 身辺介助</p>	<p>600円/15分（税抜） 660円/15分（税込）</p>	<p>月の料金と一緒に請求になります。 職員の体制上、希望の日時に 行えない場合があるため要相談。 介助に必要な物品は自己負担と なります。 他の介助についてはご相談下さい。</p>
<p>包括料金（1ヵ月）身 体介護サービス 例：更衣、口腔ケア、 整髪、洗顔、排泄、移 動、水分補給等を行 う。1回30分以内のケ アを1日4回まで。 （服薬は確認まで）</p>	<p>50,000円/月（税抜） 55,000円/月（税込）</p>	<p>月の料金と一緒に請求になります。 なごみの杜桜ヶ丘職員でアセスメントを実施し、入 居者様に必要な身体介護を提供致します。介護保険 サービスとの併用も可能です。介助に必要な物品は 自己負担となります。</p>
<p>包括料金（1ヵ月）自 費生活支援サービス 費 食事の居室配膳、シー ツ交換、居室内環境整 備、郵便新聞の居室ま で配達、ゴミ出し</p>	<p>20,000円/月（税抜） 22,000円/月（税込）</p>	<p>月の料金と一緒に請求になります。 職員の体制上、希望の日時に行えない場合があります。</p>